

平成23年第1回臨時会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成23年5月10日 開会

平成23年5月10日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成23年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

平成23年5月10日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件
選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
選任第1 号鳴沢村議会常任委員の選任の件
選任第2 号鳴沢村議会運営委員の選任の件

- 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件
- 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件
- 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
- 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
- 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
- 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件
- 承認第 2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 4 号平成 2 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 同意第 2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

8、本日の議事日程

（臨時議長）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1 号鳴沢村議会議長選挙の件

（新議長）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
- 日程第 5 選任第 1 号鳴沢村議会常任委員の選任の件
- 日程第 6 選任第 2 号鳴沢村議会運営委員の選任の件
- 日程第 7 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件

- 日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件
日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件
日程第 13 承認第 2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 14 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 15 承認第 4 号平成 23 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 16 同意第 2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件
日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 18 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 19 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

開会 午後 4 時 02 分

議会事務局書記（渡邊 寛君） 本日の臨時会にご参集いただきまして、まことにご苦労さまです。

議会事務局の渡邊 寛と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日開会の臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員中、小林利雄議員が最年長でありますので、臨時議長をお願いいたします。

議長席に登壇をよろしくをお願いいたします。

臨時議長（小林利雄君） ただいま紹介されました小林利雄です。

地方自治法第107条の規定により、これから臨時に議長の職務を行います。

よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまから平成23年第1回鳴沢村議会臨時会を開会します。出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 仮議席の指定

臨時議長（小林利雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

臨時議長（小林利雄君） 日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定しました。

鳴沢村議会議長に三浦利雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました三浦利雄君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(小林利雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三浦利雄君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま鳴沢村議会議長に当選されました三浦利雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により、当選告知をいたします。

三浦利雄君の議長就任のあいさつについて、その発言を許可します。

三浦利雄君。

新議長(三浦利雄君) 伝統ある村議会議長の推挙をいただき、まことにありがとうございます。光栄に存じております反面、責任の重大さも感じているところであります。

もとより、浅学非才な私でございます。皆様方のご指導、ご協

力をいただきながら、議長の責を全うしてまいりますので、今後とも、皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

臨時議長（小林利雄君） これをもって、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

三浦利雄議長、議長席に着席願います。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 0 5 分

再開 午後 4 時 0 6 分

議長（三浦利雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を再開します。

ここで、報告事項を申し上げます。

まず、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本日の会議に村長初め執行部に対し出席要求を行いましたのでご了承ください。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第 1 議席の指定

議長（三浦利雄君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、お手元に配布いたしました議席表のとおり指定いたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 5 条の規定により、佐藤博水君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

議長（三浦利雄君） 日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

鳴沢村議会副議長に渡邊明雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました渡邊明雄君を鳴沢村議会副

議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡邊明雄君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま鳴沢村議会副議長に当選されました渡邊明雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

副議長渡邊明雄君の就任のあいさつについて、その発言を許可いたします。

渡邊明雄君。

新副議長(渡邊明雄君) ただいま副議長という大役を仰せつかりました。これにおきまして、議長を補佐しつつ、議会運営がスムーズに行えますよう微力ながら頑張りたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

◎日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員の選任の件

議長(三浦利雄君) 日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、鳴沢村議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、それぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

総務教育厚生常任委員に、小林利雄君、三浦利雄君、田中 稔君、佐藤博水君、小林昭一君を、建設産業経済常任委員に、渡

辺 泉君、渡辺久男君、小林茂澄君、渡邊明雄君、渡邊政司君を、広報常任委員に、小林利雄君、渡辺 泉君、渡邊明雄君、小林昭一君、渡邊政司君を、予算決算常任委員に、議員全員をそれぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員の選任の件

議長（三浦利雄君） 日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、鳴沢村議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

鳴沢村議会運営委員に、渡辺久男君、田中 稔君、佐藤博水君、渡邊明雄君、小林茂澄君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

◎日程第 7 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護
組合議会議員選挙の件

◎日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の
件

◎日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員
選挙の件

◎日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙
の件

◎日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙
の件

◎日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会
議員の選挙の件

議長（三浦利雄君） 日程第 7、選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜
県有財産保護組合議会議員選挙の件から日程第 12、選挙第 8
号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件までの 6 件
の選挙を一括して議題といたします。これにご異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規
定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、
指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしました

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、渡辺久男君、渡邊明雄君、小林茂澄君、渡邊政司君を、河口湖南中学校組合議会議員に、渡辺 泉君、田中 稔君、佐藤博水君、小林昭一君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、小林利雄君、渡辺久男君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に、渡邊明雄君、渡邊政司君、小林昭一君を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、田中 稔君、佐藤博水君、三浦利雄君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、小林茂澄君をそれぞれ指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により当選告知します。

それではここで、選任されました常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、各委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

各委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時20分

議長（三浦利雄君） 会議を再開いたします。

休憩中、各委員会で正副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に渡辺久男君、副委員長に佐藤博水君、総務教育厚生常任委員会委員長に小林利雄君、副委員長に小林昭一君、建設産業経済常任委員会委員長に小林茂澄君、副委員長に渡辺 泉君、広報常任委員会委員長に渡辺 泉君、副委員長に小林昭一君、予算決算常任委員会委員長に田中 稔君、副委員長に渡邊政司君がそれぞれ選任されましたので報告いたします。

ここで、村長より発言を求められておりますのでこれを許可します。

鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 本日ここに、平成23年度第1回鳴沢村議会臨時会を招集しましたところ、全員ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆さんにおかれましては、このたびの統一地方選挙において村民の皆様の厚い信任を得られ、めでたくご当選されました。改めまして、心よりお祝いを申し上げます。

さきほどは、正副議長を初め、各常任委員、各種一部事務組合議会議員等の議会構成をスムーズに滞りなく決めていただきました。どうか議員の皆様におかれましては、新議長のもとに結束されまして、よりよき村政を実行され、そして、すばらしい鳴沢村が実現できますよう、特段のご尽力とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご審議をお願い申し上げますのは、専決処分の

承認を求める件が3議案と、鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件でございます。内容につきましては、ご提案の際にご説明申し上げますので、なにとぞ慎重審議いただきますようお願い申し上げます。本臨時会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

**◎日程第13 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部
を改正する条例を定める専決処分
につき承認を求める件**

議長（三浦利雄君） 日程第13、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求めるの件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、提案理由をご説明いたします。

この条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成23年政令第44号が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、鳴沢村国民健康保険税条例につきましても、これに準じて所要部分の改正が必要となったものです。

地方税法改正の施行日が4月1日とされておりまして、地方税法が改正された場合、それに伴いまして村国民健康保険税条例を速やかに改正しなければならないものであることから、特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものです。

主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものです。限度額を超える所得や資産の高い保険者の負担が上がる見込みです。

3枚目の資料の1ページをお願いいたします。下にページ番号が振ってあります。

条例の改正は新旧対照方式を採用してありますので、左の欄が改正前、右の欄が改正後となり、それぞれアンダーラインの箇所を改正したものであります。

1ページ、改正前の（課税額）第2条第2項の7行目と8行目の改正は、基礎課税額の限度額を「50万円」から「51万円」に、第3項の下から1行目の後期高齢者支援金等課税額の限度額を「13万円」から「14万円」に改正するものです。

2ページをお願いいたします。

1行目と2行目も、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「13万円」から「14万円」に改正するものです。

第4項、10行目から12行目は、介護納付金課税額の限度額を「10万円」から「12万円」に改正するものです。

次に、（国民健康保険税の減額）第23条の下から6行目、7行目は、納税義務者に対して課する額を「50万円」を「51万円」に、下から1行目、2行目は、後期高齢者支援金等課税額を「13万円」から「14万円」にそれぞれ改正するものです。

3ページをお願いいたします。

3行目と4行目は、介護納付金課税額を「10万円」から「12万円」にそれぞれ改正するものです。

附則としまして、

- 1、この条例は平成23年4月1日から施行する（経過措置）。
- 2、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平

成 2 3 年度以後の年度分の保険税について適用し、平成 2 2 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

を加えるものです。

以上、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、報告、承認をいただくため提案するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第 2 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、承認第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎日程第 1 4 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を

改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第14、承認第3号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 承認第3号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、提案理由をご説明いたします。

この条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正、平成23年政令第55号が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、鳴沢村国民健康保険条例を改正するものです。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行日が4月1日とされておりまして、健康保険法が改正された場合、それに伴いまして村国民健康保険条例を速やかに改正しなければならないものであることから、特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条の第1項の規定により、鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例について3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものです。

主な改正点は、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図るため、出産育児一時金として引き続き39万円を支給するものです。

3枚目の1ページをお願いします。

条例の改正は、新旧対照方式を採用していますので、左の欄が改正前、右の欄が改正後となり、それぞれアンダーラインの箇所を改正したものであります。

1ページ、改正前の（出産育児一時金）第5条の3行目は、出

産育児一時金の額を「35万円」から「39万円」に改正するものです。

次に、1ページから2ページにかけての（附則）（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る産育児一時金に関する経過措置）は、引き続き産育児一時金の額が39万円に改正されたため削除するものです。

附則としまして、

- 1、この条例は平成23年4月1日から施行する（経過措置）。
- 2、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による産育児一時金の額については、なお従前の例による。

を加えるものです。

以上、地方自治法第178条第3項の規定により、報告、承認をいただくため提案するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第15 承認第4号平成23年度鳴沢村一般会計補正
予算（第1号）を定める専決処分
につき承認を求める件**

議長（三浦利雄君） 日程第15、承認第4号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第4号について提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第4号、平成23年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億404万9,000円としたものであります。

全額が3月11日に発生した東日本大震災の避難者支援に係る事業で、災害救助法適用地域からの一時的な避難を含む避難者が村内宿泊施設に避難した場合、1泊5,000円を上限として補助するものであります。なお、35人、7泊の延べ245人を見込んでおります。

この財源として、全額県支出金を見込んでおりますが、現時点

では単価以外は不明確であるため、諸収入への収入を見込んでおります。

受け入れ対象期間が5月10日までとされていることから、4月27日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第4号についての提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第 1 6 同意第 2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求
める件

議長（三浦利雄君） 日程第 1 6、同意第 2 号鳴沢村監査委員の選
任に同意を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第 2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求
める件をご説明申し上げます。

この度の議員改選に伴う議会選出監査委員に、鳴沢村 8 9 7 番
地、小林利雄氏を選任したいと思います。

ご存じのとおり、人格、識見ともにすぐれ、適任と思いますの
で、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求
めるものでございます。

ご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、小林利雄君の退場を求め
ます。

（3 番 小林利雄君 退場）

お諮りいたします。

この際、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す
ることに決定しました。

これより同意第 2 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

議長 (三浦利雄君) 起立全員です。したがって、同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件は同意することに決定しました。

小林利雄君、入室願います。

(3番 小林利雄君 入室)

議長 (三浦利雄君) 小林利雄君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (三浦利雄君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第18 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長 (三浦利雄君) 日程第18、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

建設産業経済常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定

により、お手元に配布しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第19 広報常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(三浦利雄君) 日程第19、広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

広報常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(三浦利雄君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、今期臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決しました。

これにて、平成23年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年5月10日

臨時議会議長

議会議長

署名議員

署名議員